

デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー 導入に対する補助制度が開始されます

申請期間は、(1次募集)令和3年8月16日(月)～9月17日(金)

※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ

(2次募集)令和3年10月4日(月)～11月30日(火)

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

| 対象機器 | | 対象経費 | 補助率(※2) (括弧内は1台あたりの補助上限) |
|----------------|--------|----------|-----------------------------|
| デジタル式運行記録計 | 車載器 | 車載器本体等 | 1/3 (3万円) |
| | 事業所用機器 | 分析ソフト等 | 1/3 (10万円) |
| 映像記録型ドライブレコーダー | 車載器 | 車載器本体等 | 1/3 (2万円※1) |
| | カメラ | カメラ(※3)等 | 1/3 (5千円) |
| | 事務所用機器 | 分析ソフト等 | 1/3 (3万円) |

※1 一般乗合旅客自動車(高速乗合バスを除く。以下「路線バス」という。)については2万5千円

※2 デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器5万円(路線バスは5万5千円)、事業所用機器13万円

※2 路線バスは2万5千円

※3 路線バスに追加で装着し、車内の状況を撮影するものに限る

(注意)1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。

2. 1申請者あたり80万円を限度に、上記補助額による交付を行います。

3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。

4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

対象機器

◎デジタル式運行記録計◎

- ・国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

- ・国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー

申請期間と申請方法

- 申請期間:(1次募集)2021年8月16日(月)~9月17日(金)

※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ

(2次募集)2021年10月4日(月)~11月30日(火)

- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

注意 補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL:<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

・郵送による提出は認められません。

注意 ・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

- 申請書類

窓口持込みの場合:国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

電子申請の場合:電子申請マニュアルを参照ください。

申請の流れと申請書類

① 交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、上記申請方法により交付申請書兼実績報告書を提出してください。

② 交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より交付決定及び額の確定通知が届きます。

③ 補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等を補完してください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げいただき、以後の申請を受理しない場合があります。